

羽村市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づく介護サービス等の提供時に事故が発生した場合におけるサービス提供事業者（以下「事業者」という。）の羽村市長（以下「市長」という。）への事故報告（以下「報告」という。）の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(事故の範囲)

第2条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次のとおりとする。

(1) 原因等が次のいずれかに該当する場合

ア 身体不自由又は認知症等に起因するもの

イ 施設の設定等に起因するもの

ウ 感染症、食中毒又は疥癬の発生

エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故

オ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合

カ 原因を特定できない場合

(2) 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害（「身体的又は精神的被害」には誤与薬を含む。）を受けた場合

イ 利用者が経済的損失を受けた場合

ウ 利用者が加害者となった場合

エ 徘徊等により利用者の所在が不明となった場合

オ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、報告を要しないものとする。

(1) 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合

(2) 老衰等の事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合

(3) 介護サービス等提供者が居宅を往訪した際に利用者の感染症の罹患を自宅で確認した場合で、その他の利用者等への感染の恐れがない場合

(4) その他、被害または影響がきわめて微妙な場合及び羽村市（以下「市」という。）が事故報告書の提出を要しないとした場合

3 前2項にかかわらず、事業者は市より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告書の様式等)

第3条 報告書の様式及び報告事項については、事故報告書（別記様式）によるものとする。ただし、事業所が別に定めている様式が、事故報告書の項目を備えている場合はその様式とすることができる。

（報告の対象）

第4条 報告する事故は、事故当事者である介護サービス等利用者が、市の被保険者である場合及び事業者の事業所又は施設所在地が市内の場合とする。

（報告の手順）

第5条 事故の報告は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 第一報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、事故の内容について事故報告書により市介護保険担当課に報告する。この場合において、居宅サービスを利用している場合にあっては居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、第一報を電話等により迅速な仮報告を行うものとし、その後速やかに事故報告書を提出する。

（2） 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後事故処理が長期化する場合、適宜途中経過の事故報告書を提出するとともに、事故処理が終了した時点で事故報告書の内容を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、の第一報時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。

（市における対応）

第6条 市は、前条に規定する報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。